

避難情報の判断・伝達マニュアル

**令和8年7月（改訂版）
岐阜県可児市**

<目次>

はじめに／改訂履歴	1
本マニュアルの構成	6

第1章 水害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	8
(1) 木曽川＜破堤・越水氾濫＞	
(2) 可児川＜破堤・越水氾濫＞	
(3) その他河川（中小7河川）＜破堤・越水氾濫＞	
(4) 内水氾濫	
2. 避難すべき区域・指標等	10
(1) 避難すべき区域について	
(2) 各種指標について	
3. 地域の情報収集方法	11
(1) 情報収集フロー図	
(2) 情報収集及び連絡先	
(3) 情報収集時の留意事項	
4. 避難情報の発令の判断基準	12
(1) 木曽川＜破堤・越水氾濫＞	
(2) 可児川＜破堤・越水氾濫・内水氾濫＞	
(3) その他河川（中小7河川）＜破堤・越水・内水氾濫＞	
(4) 内水氾濫（土田地区）	
5. 避難情報の伝達方法	25
(1) 関係機関等への伝達方法	
(2) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧と伝達方法	
(3) 災害時要配慮者への伝達方法	
(4) 避難情報の伝達内容の例	

第2章 土砂災害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	31
(1) 土砂災害の警戒区域等	
(2) 土砂災害に対して警戒すべき箇所	
2. 避難すべき区域・指標等	32
(1) 区域及び指標	
(2) 各メッシュごとの土砂災害警戒区域が含まれる地区	
3. 地域の情報収集方法	36
4. 避難情報の発令の判断基準	36
5. 避難情報の伝達方法	38
(1) 関係機関等への伝達方法	
(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の一覧と伝達方法	
(3) 災害時要配慮者への伝達方法	
(4) 避難情報の伝達内容の例	

資料

1. 洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	40
-------------------------------------	----

はじめに

災害対策基本法において、市は地域防災計画を作成し実施する責務を有するとされている。この責任を果たすため、市は避難情報の発令基準を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市長に付与されている。（災害対策基本法第5条、第42条、第50条、第56条、第60条）。

本マニュアルは、可児市地域防災計画に係る個別計画のひとつであり、平成17年3月に内閣府から報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び同ガイドラインの各種改訂内容を踏まえ、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準、さらには地域の情報収集方法や避難情報の伝達方法に関し定めるものである。

河川に関する情報体制の整備進捗、避難行動等からの反省や、新たな知見等に基づき、随時見直すものとする。

なお本マニュアルでは、水害・土砂災害における避難情報発令基準や伝達方法を定めているが、その他の事象（巨大地震、大規模火災等）の場合にも、必要に応じて避難情報の発令を行うこととする。

改訂履歴

[平成27年7月改訂]

◇第1編 水害

- ・内閣府（防災担当）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂（平成26年9月）に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
- ・平成27年4月1日から木曽川及び可児川の基準水位の見直し（門前橋観測所の新設）が行われたことに伴い、本マニュアルの改訂を実施。

◇第2編 土砂災害

- ・内閣府（防災担当）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂（平成26年9月）に伴い、本マニュアルの改訂を実施。

[平成28年11月改訂]

◇第1編 水害

- ・内閣府（防災担当）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂（平成27年8月）に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
- ・水防法に定められている事項の追加（要配慮者利用施設）が行なわれたことに伴い、本マニュアルの改訂を実施。

◇第2編 土砂災害

- ・内閣府（防災担当）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂（平成27年8月）に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
- ・土砂災害防止対策の推進に関する法律に定められている事項の追加（要配慮者利用施設）が行なわれたことに伴い、本マニュアルの改訂を実施。

[平成 29 年 1 月改訂]

◇第 1 編 水害

- ・平成 28 年 12 月 26 日内閣府（防災担当）から公表された「避難準備情報」等の名称変更に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難指示」→「避難指示（緊急）」

◇第 2 編 土砂災害

- ・平成 28 年 12 月 26 日内閣府（防災担当）から公表された「避難準備情報」等の名称変更に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難指示」→「避難指示（緊急）」

[平成 30 年 1 月改訂]

- ・要配慮者利用施設の対象施設として学校等を新たに追加し、本マニュアルの改訂を実施。

[平成 30 年 10 月改訂]

- ・避難すべき区域に平成 22 年 7 月 15 日豪雨により浸水した区域、姫川、久々利川を新たに追加、避難勧告等の判断基準に流域雨量指数の予測値を追加し、「福祉支援課」・「介護保険課」の名称変更に伴い本マニュアルの改訂を実施。

[令和元年 5 月改訂]

- ・内閣府による避難勧告等に関するガイドラインの改訂等に伴い、本マニュアルの改訂を実施。
- ・避難勧告等の発令の判断基準を 5 段階の警戒レベルとする内容を追加。
- ・土砂災害警戒情報が、現行の 5 km 四方格子に加えて 1 km 四方格子のメッシュ情報が運用開始となることに伴う、避難すべき区域の区域分けを細分化。
- ・1 km 四方格子のメッシュ情報の該当エリアを精査。
非該当地区および住家のない地区を表より削除（令和元年 12 月）。

[令和 3 年 5 月改訂]

- ・令和 3 年 5 月の災害対策基本法の一部改正に伴う、避難情報に関するガイドラインの改訂等により、本マニュアルの改訂を実施。

◇共通事項

- ・避難情報の名称及び発令基準等を変更。
警戒レベル 3「避難準備・高齢者等避難開始」→警戒レベル 3「高齢者等避難」に変更
警戒レベル 4「避難勧告」及び「避難指示」→警戒レベル 4「避難指示」に一本化
警戒レベル 5「災害発生情報」→警戒レベル 5「緊急安全確保」に変更

◇第 1 章 水害

- ・洪水浸水想定区域図（木曽川・可児川）及び水害危険情報図（木曽川・中小 7 河川）が公開されたことに伴い、対象河川の浸水エリアの地区を変更。
- ・各河川において、計画規模（L1）と想定最大規模（L2）のそれぞれの基準で、避難情報を発令する対象地区を設定。

- ・避難情報の発令基準として、「氾濫開始相当水位」、「洪水の危険度分布（水害リスクライン）」、「洪水警報の危険度分布」等を追加。
- ・避難情報の対象地区は基本的に自治会単位としているが、面積が広い自治会の場合は、危険な地域をより具体的に示すため、自治会より狭い単位（字など）に修正。また、可児市自治連合会に所属していない自治会・町内会なども、危険な地域をより具体的に示すために名称を記載。
- ・重要水防箇所の変更。
木曽川「位置：65.8k-50m～65.8k+50m」の重点区間を削除（要注意区間はそのまま残す）。
木曽川「種別：堤防高」「位置：66.2k～66.6k」を、「種別」「越水・溢水／位置：66.4k～66.6k」に変更し、「延長(m)：150」を追加。
木曽川「位置：66.2k～66.8k+68m」を「位置：66.4k-161m～66.8k+68m」に変更し、「延長(m)：440」を追加。
可児川「戸走橋～虹ヶ丘橋」の削除。
- ・治水安全度の変更に伴う、該当箇所の修正（可児川：1/70→1/100）
- ・流域雨量指数の基準値の変更に伴う、該当箇所の修正と、指標の概要説明の修正。
- ・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直しによる、対象施設の修正と追加。

◇第2章 土砂災害

- ・岐阜県の土砂災害警戒情報ポータルの変更に伴う、避難情報の発令基準等の修正。
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の見直しによる、対象施設の修正と追加。

◇資料

- ・関係機関等の名称及び連絡先等の修正。

[令和3年 11 月改訂]

◇第2章 土砂災害

- ・令和3年9月24日付で、岐阜県が土砂災害警戒区域の指定（追加）を行ったことに伴う、一覧表の修正。
1km メッシュ番号 53370099（該当地域：北部自治会）の追加。

◇資料

- ・自主防災組織の設立及び解散に伴う、一覧表の修正。
可児小滝苑町内会自主防災組織の設立。
谷迫間自主防災組織の削除。

[令和5年 12 月改訂]

◇第1章 水害

- ・重要水防箇所の変更。
木曽川「種別：堤防断面」「位置：66.4k-161m ～ 66.8k+68m」「延長(m)：440」を、「種別：堤体漏水」「位置：66.4k-161m ～ 66.4k」「延長(m)：255」に変更
木曽川「種別：水衡・洗堀」「位置：67.6k+92m ～ 68.0k」「延長(m)：50」及び「種別：水衡・洗堀」「位置：68.0k ～ 68.4k」「延長(m)：50」の追加

◇資料

- ・洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧の更新

【令和6年12月改訂】

◇第1章 水害

- ・重要水防箇所の変更。

木曽川「種別：水衡・洗堀」「位置：67.6k+92m ～ 68.0k」を削除。

木曽川「種別：水衡・洗堀」「位置：68.0k ～ 68.4k」の「延長(m)」を50から20に変更。

- ・木曽川＜破堤・越水氾濫＞

規模L1で対象地域に「【兼山】下町、宮町」を追加。

規模L2で対象地域の「【春里】坂戸」を削除。

- ・可児川＜破堤・越水氾濫・内水氾濫＞

規模L1で「【下恵土】広見ニュータウン」、「【土田】井之鼻」、「【姫治】下切下」を削除。

規模L2で「【下恵土】西上屋敷」、「【広見】ボーコスモス」を削除。

- ・その他河川（中小7河川）＜破堤・越水氾濫・内水氾濫＞

「大森川」規模L2で「【平牧】松伏」を追加。

「久々利川」規模L1で「【久々利】柿下（一号、四号）、北部（酒井）」を削除、「【平牧】大森区（皿屋敷）、緑ヶ丘」を追加。

「久々利川」規模L2で「【久々利】柿下（一号、四号）」を削除。

「中郷川」規模L1で「【久々利】北部（酒井）、【広見】伊川」を削除、「【平牧】大森区（山崎）」を追加。

◇第2章 土砂災害

- ・令和6年4月25日付で、岐阜県が土砂災害警戒区域の指定（追加）を行ったことに伴う、一覧表の修正。

5kmメッシュ番号35370815「【帷子】鳩吹台」の追加。

5kmメッシュ番号35370800「【土田】井之鼻」、「【下恵土】東上屋敷、徳野、禅台寺」、「【平牧】大森区」、「【春里】坂戸、塩河、美里ヶ丘」の追加。

5kmメッシュ番号35370801「【平牧】羽生ヶ丘」、「【姫治】下切下」の追加。

5kmメッシュ番号35370700「【帷子】光陽台、若葉台」の追加。

5kmメッシュ番号35370701「【平牧】星見台、松伏、小松坂、平林、奥山台」、「【桜ヶ丘】桂ヶ丘」の追加。

◇資料

- ・洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧の更新

【令和8年7月改訂】

- ・避難情報に関するガイドラインの改定等により、本マニュアルの改訂を実施。

◇共通事項

- ・警報の名称及び判断基準等を変更。
- ・各種「警報危険度分布」を「キキクル」に名称変更。

◇第1章 水害

- ・各河川において指標としていた流域雨量指数の予測値を削除。
- ・氾濫開始相当水位を氾濫発生水位に変更。
- ・避難情報の運用について、各河川で定めた基準を参考にしていたところ、警戒レベル相当情報を参考に変更する。

- ・木曽川の対象地区に柳栄町を追加
- ・氾濫発生水位について、毎年更新されるため数値を削除。
- ・内水氾濫を湛水型の内水氾濫に変更。
- ・可児川対象地区に広見ニュータウン、井之鼻、西上屋敷を追加。
- ・その他河川（中小7河川）対象地区に柿下（岩下、高田）を追加。緑ヶ丘をL1 からL2 に変更。松伏と大森区（山崎）を削除。

◇第2章 土砂災害

- ・孤立集落に大平を追加。
- ・5kmメッシュの運用が廃止されたため、関連する部分を削除。

◇資料

- ・連絡先一覧を削除。
- ・洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧の更新。

本マニュアルの構成

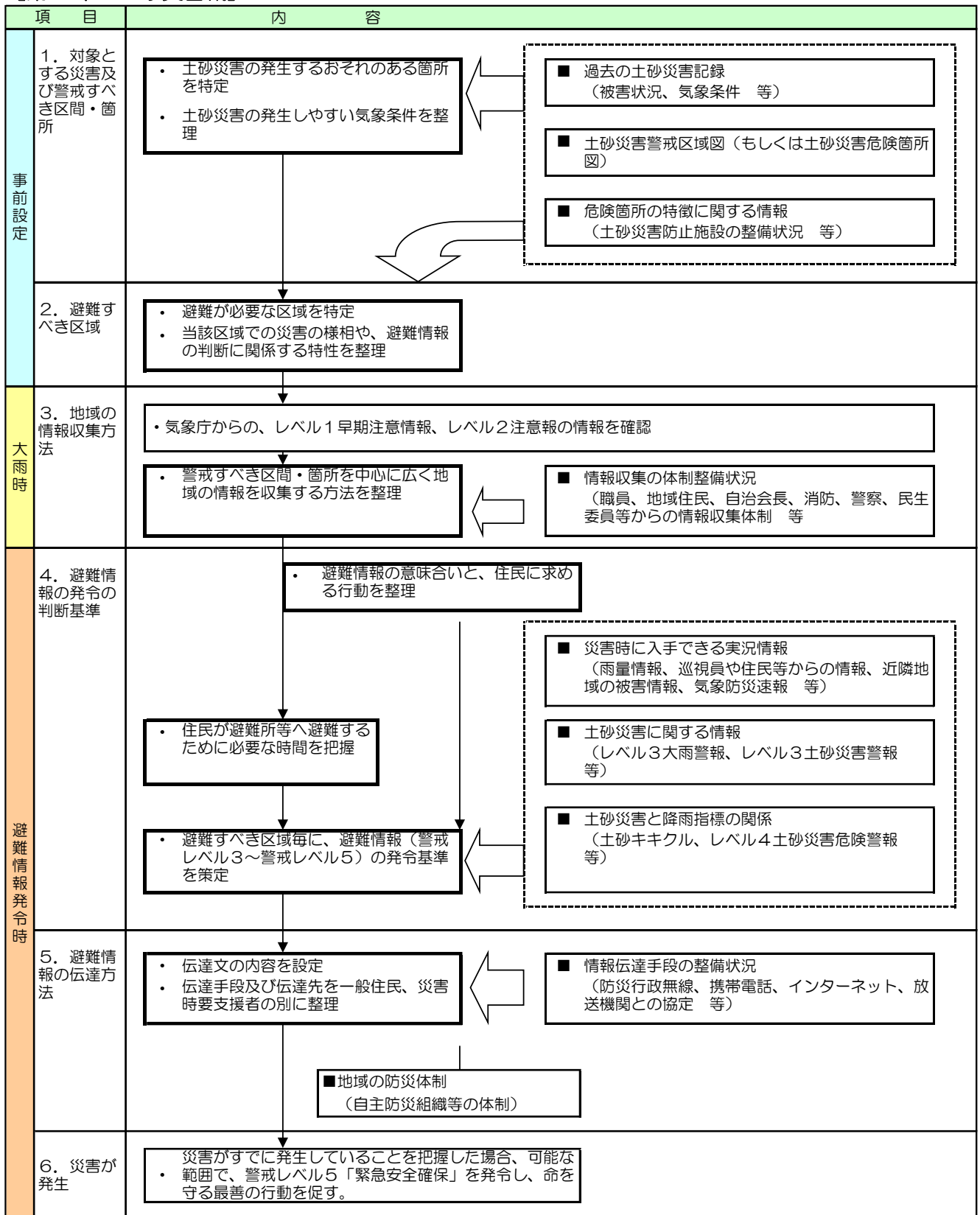
住民が適切な避難行動を起こすには、避難が必要な住民に対し、避難情報の内容についてできる限り具体的に、かつ避難のための時間的余裕を持って伝えることが重要である。

それには、予め、避難が必要な区域を特定し、区域毎に避難情報を発令する基準を定めておくことや、情報を迅速に収集し、避難情報発令後は速やかに住民に伝達する体制を定めておくことが重要であることから、本マニュアルでは、避難情報の発令・伝達のポイントを以下のように整理した。

【第1章 水害編】

項 目	内 容
事前設定	1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 - 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定 - 対象とする河川の特性を整理 - 過去の浸水実績 (浸水実績図、水害時の航空写真、過去の洪水時の気象・水文資料 等) - 浸水想定 (浸水想定区域図、内水浸水シミュレーション結果 等) - 河川の特徴に関する情報 (堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況 等)
	2. 避難すべき区域 - 避難が必要な区域を特定 - 当該区域での災害の様相や、避難情報の判断に関する特性を整理 - 人的被害の危険性に関する情報 (氾濫流の到達時間、氾濫流の速度、避難が困難になる水深、家屋が損壊する恐れのある区域 等)
大雨時	3. 地域の情報収集方法 - 気象庁からの、レベル1早期注意情報、レベル2注意報の情報を確認 - 警戒すべき区間・箇所を中心に広く地域の情報を収集する方法を整理 - 情報収集の体制整備状況 (職員、地域住民、自治会長、消防、警察、民生委員等からの情報収集体制、気象防災速報 等)
避難情報発令時	4. 避難情報の発令の判断基準 - 避難情報の意味合いと、住民に求める行動を整理 - 住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 - 避難すべき区域毎に、避難情報(警戒レベル3～警戒レベル5)発令基準を策定 - 災害時に入手できる実況情報 (水位・雨量情報、ポンプの稼働状況、堤防の変状、浸水情報、水防団からの情報、上流自治体の被害状況 等) - 洪水害に関する情報 (レベル3氾濫警報、レベル3大雨警報 等)
	5. 避難情報の伝達方法 - 伝達文の内容を設定 - 伝達手段及び伝達先を一般住民、災害時要支援者の別に整理 - 情報伝達手段の整備状況 (防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定 等) - 地域の防災体制 (自主防災組織等の体制)
6. 災害が発生	災害が既に発生していることを把握した場合、可能な範囲で、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令し、命を守る最善の行動を促す。

【第2章 土砂災害編】



第1章

水害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

可児市においては、水防法に基づき洪水により市民経済上重要な損害または相当な損害を生ずるおそれがあるものについて、国土交通大臣が木曽川を「洪水予報河川」、知事が可児川を「水位周知河川」に指定している。それらの河川について、過去の災害実績などを踏まえ、当該河川の特性、特に注意を要する区間などを以下に整理した。

(1) 木曽川＜破堤・越水氾濫＞

①警戒すべき区間・箇所

- 洪水浸水想定区域図（今渡ダムより下流）及び水害危険情報図（今渡ダムより上流）における、計画規模（L1 規模）と想定最大規模（L2 規模）の洪水浸水想定区域
- 土田排水ゲート付近から下田排水ゲート付近まで
- 土田大脇付近

【洪水浸水想定区域図】

洪水予報河川や水位周知河川等において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深さ、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域を表示した地図。

【水害危険情報図】

洪水浸水想定区域図の作成手法を基本としつつ、簡略化した方法で作成し、浸水が想定される区域と浸水深さを表示した地図。

②木曽川の特性

- 今渡観測所における避難判断水位、氾濫危険水位は、それぞれ 11.1m、11.5mである。
- 流域面積が非常に大きく、上流での降雨による影響を受けやすい。結果、市内の降水量が比較的少なくても破堤・越水氾濫を引き起こす可能性がある。

③施設の整備状況等

- 木曽川の治水安全度は、概ね 1/50 となっている。
- 逆水防止を目的に、土田排水ゲート・下田排水ゲートを設置している。

④特に注意を要する区間

- 重要水防箇所

＜工作物以外 重要度B＞

河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長(m)	摘 要
木曽川	越水・溢水	左	66.4k ～ 66.6k	土田	150	河積不足
木曽川	堤体漏水	左	66.4k-161m ～ 66.4k	土田	255	断面不足
木曽川	水衡・洗堀	左	68.0k ～ 68.4k	土田	20	R3.8 出水時に被災 (左岸 68.2 k 付近)

＜要注意区間＞

河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長(m)	摘 要
木曽川	堤防高	左	65.8k-50m ～ 65.8k+50 m	土田	100	堤外地民家有

(2) 可児川<破堤・越水氾濫>

①警戒すべき区間・箇所

- ・洪水浸水想定区域図における、計画規模（L1 規模）と想定最大規模（L2 規模）の洪水浸水想定区域
- ・蛭橋付近から乗里大橋付近まで
- ・戸走橋付近から虹ヶ丘橋付近まで
- ・木曽川合流点付近から可児川橋付近まで

②可児川の特性

- ・広見観測所における避難判断水位、氾濫危険水位は、それぞれ 2.4m、3.1mである。
- ・門前橋観測所における避難判断水位、氾濫危険水位は、それぞれ 1.4m、2.0mである。
- ・市内での降雨による影響を短時間で受けやすいので、急に増水する可能性がある。

③施設の整備状況等

- ・可児川の治水安全度は、概ね 1/100 となっている。

④特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所

河川名	注意度	左右岸の区別	地先名
可児川	A	左右	広見（蛭橋から乗里大橋）
久々利川	A	左	下切（田白橋から姫川合流点）
久々利川	B	左右	久々利（久々利 2 号橋から久々利橋下流 100m）
可児川	B	左	土田（木曽川合流点から可児川橋）

(3) その他河川（中小 7 河川）<破堤・越水氾濫>

①警戒すべき箇所

- ・水害危険情報図における、計画規模（L1 規模）と想定最大規模（L2 規模）の洪水浸水想定区域
- ・平成 22 年 7 月 15 日豪雨により浸水した区域
→田白橋付近から姫川合流点付近まで
→久々利 2 号橋付近から久々利橋下流 100m 付近まで

②その他河川の特徴

- ・市内での降雨による影響を短時間で受けやすいので、急に増水する可能性がある。

(4) 内水氾濫

(4-1) 土田地区の内水氾濫

①警戒すべき箇所

- ・土田地区：渡、下切、横町、西下町、大脇、花軒

②内水氾濫の特徴

- ・木曽川の今渡観測所の水位が 7.0m 程度になると、土田排水ゲート・下田排水ゲートを閉鎖するが、これにより両ゲートに流れ込む排水路が溢れて氾濫するもの。

(4-2) 土田地区以外の内水氾濫

①警戒すべき箇所

- ・平成 22 年 7 月 15 日豪雨により浸水した区域
→下恵土地区：沓井、今広、広見ニュータウン、東鉄団地
→姫治地区：北姫ニュータウン第 2

②内水氾濫等の特徴

- ・降雨による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、排水路などが溢れて氾濫したり、河川が増水して水位が上昇することにより、自然に川へ排水できなくなり、堤地内の排水路などが溢れて氾濫するもの。

2. 避難すべき区域・指標等

(1) 避難すべき区域について

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、計画規模（L1規模）と想定最大規模（L2規模）のそれぞれの洪水浸水想定区域を基に、平成22年7月15日豪雨により浸水した区域も考慮して、指定を行った。対象とする災害ごとの避難すべき区域は、次のとおり。

- (1) 木曽川＜破堤・越水氾濫＞……………P14参照
- (2) 可児川＜破堤・越水氾濫・湛水型の内水氾濫＞……………P16参照
- (3) その他河川（中小7河川）＜破堤・越水氾濫・湛水型の内水氾濫＞……………P22参照
- (4) 木曽川（湛水型の内水氾濫）……………P24参照

避難情報の発令は、基本的には計画規模（L1規模）の対象地域に発令する。ただし、計画規模を上回る降雨等でさらなる被害拡大が予想される場合には、必要に応じて想定最大規模（L2）の対象地域にも発令することとする。発令にあたっては、避難にかかる時間と時間帯の考慮、関係機関と情報交換共有することに留意すること。

(2) 各種指標について

- ・木曽川は、「河川水位観測所の水位」「国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）」等を、避難情報発令の判断基準としている。
- 可児川は、「河川水位観測所の水位」「洪水キキクル」等を、避難情報発令の判断基準としている。
- 中小7河川（姫川・久々利川・大森川・瀬田川・中郷川・矢戸川・横市川）は、「洪水キキクル」等を、避難情報発令の判断基準としている。
- ・レベル5氾濫特別警報は、河川単位で発表されるため、避難情報発令は、対象区域に対して発令する。
- ・レベル5大雨特別警報は、市町村単位で発表されるため、避難情報発令は、洪水キキクルまたは浸水キキクルの状況等を考慮し、対象区域に対して発令する。

氾濫発生水位について



氾濫発生水位とは、基準水位観測所が受け持つ区域において、堤防の高さが他より低い等、越水や溢水のリスクの高い箇所で、氾濫が始まるときの水位を、基準水位観測所の水位に換算したもの（氾濫開始相当水位）の中で最も低いものを指す。

＜木曽川の氾濫発生水位＞

- ・氾濫発生水位は、国（木曽川上流河川事務所）が堤防高・流量・河岸工事状況等を基に算定し、毎年度更新される。
- ・なお、年度の木曽川（今渡水位観測所）氾濫発生水位＝ mである。

＜可児川の氾濫発生水位＞

- ・可児川の氾濫発生水位は、危機管理型水位計の水位を基に設定される（県河川課より）。
- ・危機管理型水位計とは
…各河川が氾濫開始する水位（堤防天端高など）を0mとし、そこからの水面の位置をm単位で表示するもの。通常水位の場合は1日1回程度観測が行われ、水位が上昇してきた場合は2～10分間隔で観測値を表示する。
- ・各観測所における氾濫発生水位は次のとおり。
 - 広見水位観測所の区間：危機管理型水位計（新可児大橋）の水位0mとする。
 - 門前橋水位観測所の区間：危機管理型水位計（顔戸橋）の水位0mとする。

3. 地域の情報収集方法

(1) 情報収集フロー等

地域の情報収集方法は、次のとおりとする。

なお、情報収集は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。



収集者	収集内容
・職員	・自宅周辺の状況 ・参集途上先の状況 ・外出先の状況 ・住民等から受けた情報 ・被災現場の状況 ・施設周辺の状況
・住民 ・自治会長 (自主防災組織代表者)	・自治会(自宅)周辺の状況 ・自治会員等から受けた情報 ・要配慮者に関する情報
・消防署 ・警察署	・住民等から受けた情報 ・被災現場の状況
・社会福祉協議会 ・民生児童委員	・自宅周辺の状況 ・住民等から受けた情報 ・要配慮者に関する情報
・近隣市町	・各市町の状況
・国 ・県 ・気象台	・県下等の状況
・報道機関	・被害状況等

(2) 情報収集連絡先

情報収集連絡先関係機関	
岐阜県防災課	関西電力(株) 今渡電力所
可茂県事務所	西日本電信電話(株) 岐阜支店 災害対策室
可茂土木事務所	可児市広報情報課
中部地方整備局木曽川上流河川事務所	可児市福祉支援課
可児警察署	可児市高齢福祉課
可茂消防事務組合南消防署	可児市介護保険課
岐阜地方気象台	可児市地域協働課
中部地方整備局丸山ダム管理所	可児市各連絡所
(株)ウェザーニューズ	可児市教育総務課
中部電力パワーグリッド(株) 加茂営業所	可児市学校教育課
各用水管理者	可児川防災等ため池組合 など

(3) 情報収集時の留意事項

収集した情報については、適正に取り扱うものとし、受信日時、場所、情報提供者名、連絡先、受信者名など所定の様式に正確かつ詳細に記録するものとする。

4. 避難情報の発令の判断基準

それぞれの避難情報における、発令時の状況と、住民がとるべき行動は次のとおりとする。

避難情報	発令時の状況	住民がとるべき行動
警戒レベル1 早期注意情報	今後、気象状況が悪化するおそれがある状況。	災害への心構えを高める。 (防災気象情報等の最新情報に注意する等の行動をとる。)
警戒レベル2 注意報	気象状況が悪化した状況。	自らの避難行動を確認する。 (ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や経路、避難タイミングを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認する。)
警戒レベル3 高齢者等避難	- 災害が発生するおそれがある状況。 - 避難に時間を要する高齢者等が「立退き避難」を完了するためのリードタイムを確保できる状況。	- 高齢者等は、危険な場所から避難する。 (高齢者等の「等」には、障がい者等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。) 「立退き避難」を基本とする。ハザードマップ等で屋内で身の安全を確保することもできることを確認できた場合は、状況に応じて「屋内安全確保」も可能とする。 - 高齢者等以外の人も、必要に応じて、避難準備をしたり、自主的に避難を開始する。
警戒レベル4 避難指示	- 災害が発生するおそれが高い状況。 - 居住者等が「立退き避難」を完了するためのリードタイムを確保できる状況。	- 居住者等は危険な場所から、全員避難する。 「立退き避難」を基本とする。ハザードマップ等で屋内で身の安全を確保することもできることを確認できた場合は、状況に応じて「屋内安全確保」も可能とする。
～警戒レベル4までに全員避難を完了している必要がある～		
警戒レベル5 緊急安全確保	- 災害が発生又は切迫している状況。 「立退き避難」することがかえって危険であると考えられる状況。 - 上記状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。	- 命の危険があるため直ちに安全を確保する(「緊急安全確保」する)。 「立退き避難」することがかえって危険である場合は、「緊急安全確保」を中心とした行動に変容する。

避難情報の発令の判断基準は次頁以降のとおりであるが、運用は次の事項に留意する。

- 避難情報は、警戒レベル相当情報を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、対象地区に発令する。
- 中小河川の水位の変動は急激であり、市が各地域の状態を確認できた時点では既に災害が発生していたり、必ずしも安全な避難ができる時間的余裕をもった避難情報発令がされるとは限らない。
また中小河川は、木曽川や可児川のように避難判断水位等が定められていないため、避難情報は、各基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、可能な範囲で発令することとする。
住民は、避難情報の発令を待つことなく、必要な情報を取得し、避難の判断をすることが、特に強く求められる。市は、住民に対して、ハザードマップ等で危険地域を知ることや、早めの避難をすることなど、防災に関する啓発を続けていく必要がある。
- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、洪水の危険度を表したメッシュ情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。
- 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難情報であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状况により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
例えば、河川の増水により破堤の可能性が高まった段階において、堤防の近傍のため、破堤した場合に短時間で家屋が流失するおそれがある地区には、直ちに避難行動の完了を求める避難指示を、その周辺で浸水のおそれがある地区には、避難所への避難行動開始を求める避難情報を発令することが想定される。
- 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することに留意すること。

（１）木曽川＜破堤・越水氾濫＞ ※今渡水位観測所（可児市今渡地内）

避難情報は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

規模	対象地区
L1 規模	【土田】 渡、下切、横町、堀口、西下町、大脇 【兼山】 下町、宮町、柳栄町
L2 規模	【土田】 全域 【今渡】 全域 【川合】 全域 【兼山】 全域 【春里】 塩

【木曽川 今渡水位観測所 水位判断】

計画高水位 12.09m

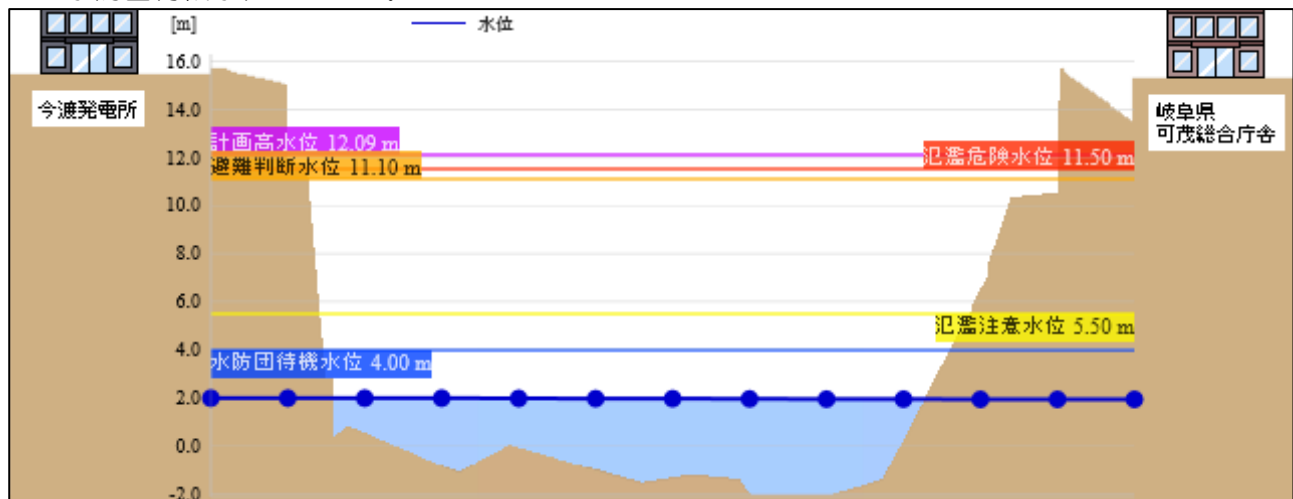
氾濫発生水位 m ※国が毎年度更新するため要確認。

氾濫危険水位 11.50m

避難判断水位 11.10m

氾濫注意水位 5.50m

水防団待機水位 4.00m



判断基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	①今渡水位観測所の水位が、避難判断水位（11.10m）に到達した場合。 ※主な上流域の観測所：木曽川八百津観測所、飛騨川白川口観測所 ②木曽川中流レベル3氾濫警報が発表され、可児市が対象地区となっている場合。 ③今渡水位観測所の水位が、避難判断水位（11.10m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）。 (a)堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生。 (b)樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 ④国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）が「避難判断水位の超過に相当（赤）」となった場合。
警戒レベル4 避難指示	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	①今渡水位観測所の水位が、氾濫危険水位（11.50m）に到達した場合。 ②木曽川中流レベル4氾濫危険警報が発表され、可児市が対象地区となっている場合。 ③今渡水位観測所の水位が、氾濫危険水位（11.50m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）。 (a)堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 (b)樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 (c)ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況。 ④国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）が「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」となった場合。
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。 ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合。 ②今渡水位観測所の水位が、氾濫発生水位（ m）に到達した場合。 ③今渡水位観測所の水位が、氾濫発生水位（ m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合。 (a)樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 (b)ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況。 ④国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）が「氾濫している可能性（黒）」となった場合。 ⑤レベル5氾濫特別警報/レベル5氾濫発生情報が発表され、可児市が対象地区となっている場合。 （レベル5氾濫特別警報は、河川単位で発表されるため、避難情報発令は、対象区域に対して発令する）

(2) 可児川＜破堤・越水氾濫・湛水型の内水氾濫＞

避難情報は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

可児川の対象地区は、岐阜県の可児川基準水位設定における、各観測所（広見、門前橋）の受け持ち区間の氾濫ブロック（※１）ごとに、対象区域を設定している。氾濫ブロックは、右岸をR(Right)と左岸をL(Left)として、通番が振られている。

- ・広見観測所：広見R 1 地区、広見L 1 地区、広見L 2 地区、広見L 3 地区、広見L 4 地区。
- ・門前橋観測所：門前橋R 1 地区、門前橋L 1 地区。

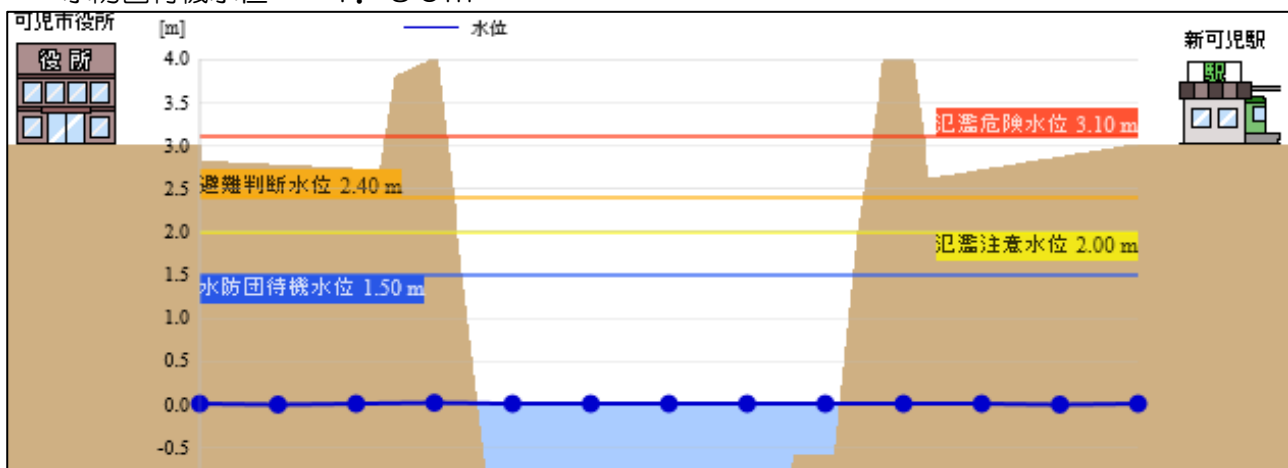
また平成22年7月15日の豪雨災害で、破堤・越水氾濫（※2）と、内水氾濫（※3）の被害があった地区も明示した。

(2)－① 可児川＜破堤・越水氾濫・湛水型の内水氾濫＞ ※広見水位観測所（可児市下恵土地内）

規模	氾濫ブロック※1		対象地区
L1 規模	右岸	広見R1	【下恵土】東鉄団地、沢渡、広見ニュータウン 【土 田】栄町、井之鼻
	左岸	広見L4	【広 見】山岸、村木※2、乗里※2、鳥屋場
		広見L3	なし
		広見L2	【春 里】塩
		広見L1	なし
内水氾濫		【下恵土】沓井※3、今広※3、広見ニュータウン※3、東鉄団地※3	
L2 規模	右岸	広見R1	【下恵土】今広、東上屋敷、広見ニュータウン、船岡、東鉄団地、沢渡、徳野、西上屋敷 【今 渡】今渡台、鳴子 【土 田】井之鼻、東山、栄町、上町南、上町北、花軒、夕日ヶ丘、西下町、横町、下切
	左岸	広見L4	【広 見】山岸、村木※2、伊川、乗里※2、中央通り、田尻、鳥屋場、田白
		広見L3	【姫 治】下切下
		広見L2	【春 里】坂戸、塩
		広見L1	【土 田】大脇
内水氾濫		【下恵土】沓井※3、今広※3、広見ニュータウン※3、東鉄団地※3	

【可児川 広見水位観測所 水位判断】

堤防高水位相当	3.80m
氾濫発生水位	水位設定なし（危機管理型水位計（新可児大橋）の水位0mとする）
氾濫危険水位	3.10m
避難判断水位	2.40m
氾濫注意水位	2.00m
水防団待機水位	1.50m



判断基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① 広見水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（2.40m）に到達した場合。</u> ② 広見水位観測所の水位が、避難判断水位（2.40m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）。 (a) 堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生。 (b) 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 ③ 広見水位観測所の水位が、<u>氾濫注意水位（2.00m）を超えた状態で、次の(a)～(d)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</u> (a) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。 (b) <u>レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む）。</u> (c) 警戒レベル3相当情報【洪水】が発表された場合。 (d) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ④ 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。
警戒レベル4 避難指示	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① 広見水位観測所の水位が、<u>氾濫危険水位（3.10m）に到達した場合。</u> ② 広見水位観測所の水位が、氾濫危険水位（3.10m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）。 (a) 堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生。 (b) 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 ③ 広見水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（2.40m）を超えた状態で、次の(a)～(d)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</u> (a) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。 (b) <u>レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む）。</u> (c) 警戒レベル4相当情報【洪水】が発表された場合。 (d) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ④ 広見水位観測所区間における<u>氾濫発生水位の基準（危機管理型水位計（新可児大橋）の水位0m）に到達することが予想される場合。</u> ⑤ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。 ⑥ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。

次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。

※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。

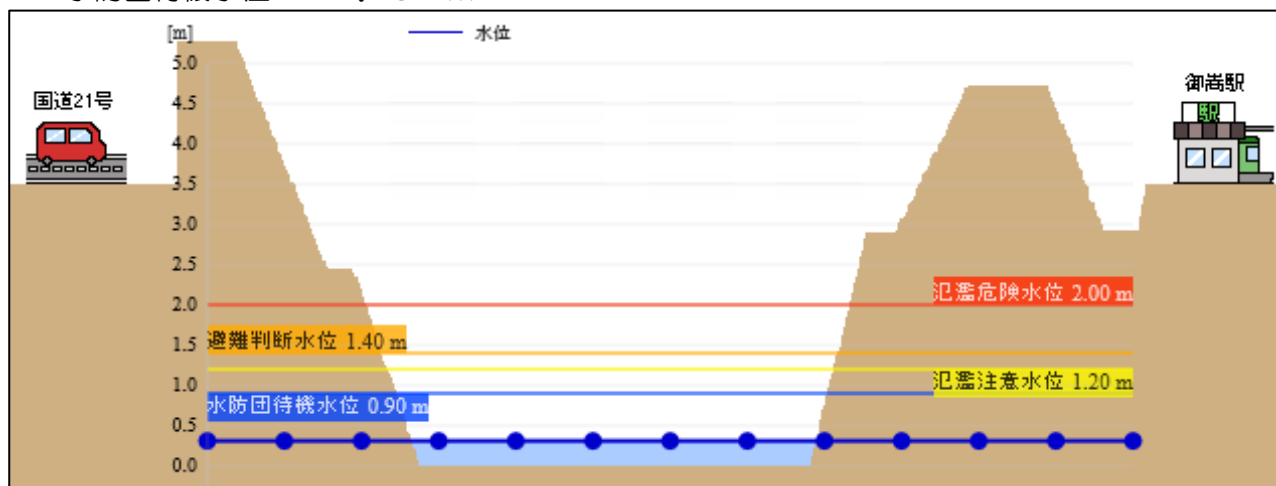
- ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合。
- ②広見水位観測所区間における氾濫発生水位の基準（危機管理型水位計（新可児大橋）の水位0m）に到達した場合。
- ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。
- ④レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域を適切に絞り込む）。
- ⑤広見水位観測所の水位が、氾濫危険水位（3.10m）を超えた状態で、次のいずれかの状況に該当する場合。
 - (a)洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合。
 - (b)上位の水位観測所の水位の状況から氾濫のおそれがある場合。

【(2) - ② 可児川＜破堤・越水氾濫＞ ※門前橋水位観測所（可児郡御嵩町地内）】

規模	氾濫ブロック※1	対象地区
L1 規模	右岸 門前橋R1	【中恵土】上野、前波
	左岸 門前橋L1	【広見東】 渚之上、平貝戸、明智、石森、瀬田（一号） 【広 見】 石井、山岸
L2 規模	右岸 門前橋R1	【中恵土】 上野、前波 【下恵土】 宮瀬、今広
	左岸 門前橋L1	【広見東】 渚之上、柿田、平貝戸、明智、石森、瀬田（一号～三号、六号～八号） 【広 見】 石井、山岸

【可児川 門前橋水位観測所 水位判断】

堤防高水位相当	2.60m
氾濫発生水位	水位設定なし（危機管理型水位計（顔戸橋）の水位0mとする）
氾濫危険水位	2.00m
避難判断水位	1.40m
氾濫注意水位	1.20m
水防団待機水位	0.90m



判断基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ①門前橋水位観測所の水位が、避難判断水位（1.40m）に到達した場合。 ②門前橋水位観測所の水位が、避難判断水位（1.40m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）。 (a)堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生。 (b)樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 ③門前橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位（1.20m）を超えた状態で、次の(a)～(c)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。 (a)レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域を適切に絞り込む）。 (b)警戒レベル3相当情報【洪水】が発表された場合。 (c)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ④「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。
	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ①門前橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（2.00m）に到達した場合。 ②門前橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（2.00m）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）。 (a)堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生。 (b)樋門・水門等の施設の機能支障がある状況。 ③門前橋水位観測所の水位が、避難判断水位（1.40m）を超えた状態で、次の(a)～(c)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。 (a)レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域を適切に絞り込む）。 (b)警戒レベル4相当情報【洪水】が発表された場合。 (c)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ④門前橋水位観測所区間における氾濫発生水位の基準（危機管理型水位計（顔戸橋）の水位0m）に到達することが予想される場合。 ⑤「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。 ⑥「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。

次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。

※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。

- ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合
- ②門前橋水位観測所区間における氾濫発生水位の基準（危機管理型水位計（顔戸橋）の水位0m）に到達した場合。
- ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。
- ④レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域を適切に絞り込む）。
- ⑤門前橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（2.00m）を超えた状態で、次のいずれかの状況に該当する場合。
 - (a)洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合。
 - (b)警戒レベル5相当情報【洪水】が発表された場合。

(3) その他河川（中小7河川）＜破堤・越水氾濫・湛水型の内水氾濫＞

中小7河川（矢戸川、横市川、姫川、大森川、久々利川、中郷川、瀬田川）については、岐阜県が平成31年3月に作成した水害危険情報図の浸水区域を基に対象地区を選定している。また平成22年7月15日の豪雨災害で、久々利川の破堤・越水氾濫（※1）と、姫川の内水氾濫（※2）浸水被害のあった地区も明示した。

中小河川の水位の変動は急激であり、市が各地域の状態を確認できた時点では既に災害が発生していたり、必ずしも安全な避難ができる時間的余裕をもった避難情報発令がされとは限らない。また中小7河川は、木曽川や可児川のように避難判断水位等が定められていないため、避難情報は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、可能な範囲で発令することとする。

住民は、避難情報の発令を待つことなく、必要な情報を取得し、避難の判断をすることが、特に強く求められる。市は、住民に対して、ハザードマップ等で危険地域を知ることや、早めの避難をすることなど、防災に関する啓発を続けていく必要がある。

河川名	規模	対象地区
矢戸川	L1 規模	【春 里】長洞、矢戸、塩
	L2 規模	【春 里】長洞、矢戸、塩
横市川	L1 規模	【春 里】塩河、矢戸、塩
	L2 規模	【春 里】塩河、矢戸、塩
姫川	L1 規模	【姫 治】青木、北姫ニュータウン第2※2、山寺、下切下
	L2 規模	【姫 治】青木、北姫ニュータウン第2※2、山寺、下切下
大森川	L1 規模	【平 牧】大森区（辻洞）
	L2 規模	【平 牧】大森区
久々利川	L1 規模	【久々利】東部(丸山)※1、南町※1、北町、北部(川原田)、柿下（岩下、高田） 【平 牧】二野区、羽崎区、大森区(山崎、皿屋敷) 【広 見】伊川、川北、田白、鳥屋場 【姫 治】下切下※1
	L2 規模	【久々利】東部(丸山)※1、南町※1、北町、北部(川原田、酒井)、柿下（岩下、高田） 【平 牧】二野区、羽崎区、大森区(山崎、皿屋敷)、緑ヶ丘 【広 見】伊川、川北、田白、田尻、中央通り、乗里、鳥屋場 【姫 治】下切下※1
中郷川	L1 規模	【平 牧】二野区、羽崎区
	L2 規模	【平 牧】二野区、羽崎区 【広 見】伊川、川北、田白、田尻、中央通り、乗里、鳥屋場
瀬田川	L1 規模	【広見東】瀬田(一号～四号) 【広 見】石井、山岸
	L2 規模	【広見東】瀬田(一号～四号、六号～八号) 【広 見】石井、山岸、村木

判断基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① 次のいずれかの理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <u>(a) レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合</u>（レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域を適切に絞り込む）。 (b) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ② 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障により、氾濫のおそれが高まっている場合。 ④ 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。 ⑤ 危機管理型水位計の水位情報から、避難に時間を要する人は避難を開始した方がよいと予想される場合。
警戒レベル4 避難指示	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① 次のいずれかの理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <u>(a) レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合</u>（レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域を適切に絞り込む）。 (b) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。 ② 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障により、氾濫のおそれが高まっている場合。 ④ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。 ⑤ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。 ⑥ 危機管理型水位計の水位情報から、災害が発生するおそれが高く、居住者等は危険な場所から全員避難する必要があると予想される場合。
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。 ① 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合。 ② 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。 ③ <u>レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</u>（レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域を適切に絞り込む）。

(4) 木曽川<湛水型の内水氾濫>※土田地区（今渡水位観測所）

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視の報告、内水浸水シミュレーション結果等から総合的に判断して発令する。

規模	対象地区
L1 及び L2 規模	【土 田】渡、下切、横町、西下町、大脇、花軒

判断基準	
高 齢 者 等 避 難 警 戒 レ ベ ル 3	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① <u>今渡水位観測所の水位が6.00mに到達し、樋管操作の準備に入った場合。</u> ② 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 (夕刻時点で発令)
避 難 指 示 警 戒 レ ベ ル 4	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ① <u>今渡水位観測所の水位が7.00mを超え、樋管を閉鎖した場合。</u> ② ダム管理者から、<u>異常洪水時防災操作開始予定の通知</u>があった場合。 ③ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。 ④ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。
緊 急 安 全 確 保 警 戒 レ ベ ル 5	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。 ※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。 【災害が切迫】 ① 樋管の機能支障が発見された場合や、排水作業の運転を停止せざるをえない場合。 ② レベル5 <u>大雨特別警報</u>が発表された場合。 【災害発生を確認】 ③ 内水氾濫が発生した場合。

5. 避難情報の伝達方法

情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。なお、庁外の各機関への伝達は、基本的に担当課を通じて行うこととする。

(1) 関係機関等への伝達方法

関係機関等への伝達方法は次のとおりとする。

伝達先	主な伝達方法
(住 民)	
☐ 住民	・ 防災行政無線 ・ すぐメールかに ・ 緊急速報メール（エリアメール） ・ ホームページ ・ 広報車、消防車 ・ ケーブルテレビかに、FM らら 等
☐ 自治会長（自主防災組織代表者）	・ 電話 ・ すぐメールかに 等
(防災関係機関)	
☐ 可茂県事務所 → 岐阜県危機管理部防災課 ☐ 可茂土木事務所 ☐ 可児市消防団 ☐ 岐阜地方気象台 ☐ 陸上自衛隊第 35 普通科連隊 ☐ 可児警察署（警備課・交通課） ☐ 可児郵便局 ☐ 西日本電信電話(株)岐阜支店 ☐ 中部電力パワーグリッド(株)加茂営業所 ☐ 東海旅客鉄道(株)美濃太田駅 ☐ 名古屋鉄道(株)新可児駅 ☐ 報道機関	・ 電話、無線電話、ファクシミリ ・ 被害情報集約システム ・ メール ・ すぐメールかに 等
(医療・福祉関係機関)	
☐ 可児市健康増進課 ☐ 可児市福祉支援課 ☐ 可児市高齢福祉課 ☐ 可児市介護保険課 ☐ (一社)可児医師会 ☐ (一社)可児歯科医師会 ☐ 日本赤十字社岐阜県支部可児分区 ☐ (福)可児市社会福祉協議会 ☐ 民生児童委員 ☐ 要配慮者利用施設 ☐ その他福祉施設	・ 電話、ファクシミリ ・ メール ・ すぐメールかに 等
(その他)	
☐ 可児市職員 ☐ 可児市議会議員（議会事務局） ☐ 可児市広報情報課 ☐ 可児市教育委員会（可児市教育総務課） ☐ 保育園（可児市保育課） ☐ 外国人支援団体（可児市地域協働課） ☐ 児童館（可児市子育て支援課）	・ 庁内放送 ・ 電話、ファクシミリ ・ メール ・ すぐメールかに 等

（２）洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧と伝達方法

洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設は次のとおり。

該当施設は、策定した避難確保計画に基づいて災害情報や避難情報を取得するとともに、必要に応じて避難行動を開始する。市は、各種避難情報を発令する場合は、防災行政無線・すぐメールかにを基本として、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

＜水防法（抜粋）等＞

- 水防法第 15 条の規定により、洪水予報河川・水位周知河川の、洪水浸水想定区域図における洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設は、市防災会議において地域防災計画に定めることとされている。また、要配慮者利用施設への伝達方法を地域防災計画で定めることとされている。
- 水防法第 15 条の 3 の規定により、地域防災計画で定められた要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画作成と訓練実施が義務付けられている。
- また法定事項に加えた岐阜県の取り組みとして、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川の、法定外の洪水浸水想定区域図又は水害危険情報図における洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設についても、上記同様の対応をしていただくよう推進している。

※対象となる要配慮者利用施設の名称及び連絡先等と、該当となる河川の浸水情報は次のとおり。
（資料 1 洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧（P40）参照）

(3) 災害時要配慮者への伝達方法

災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

①要配慮者に関する名簿の整備

災害時での円滑な避難誘導等を目的に、要配慮者に関する名簿の整備を行う。

②要配慮者への情報伝達網の整備

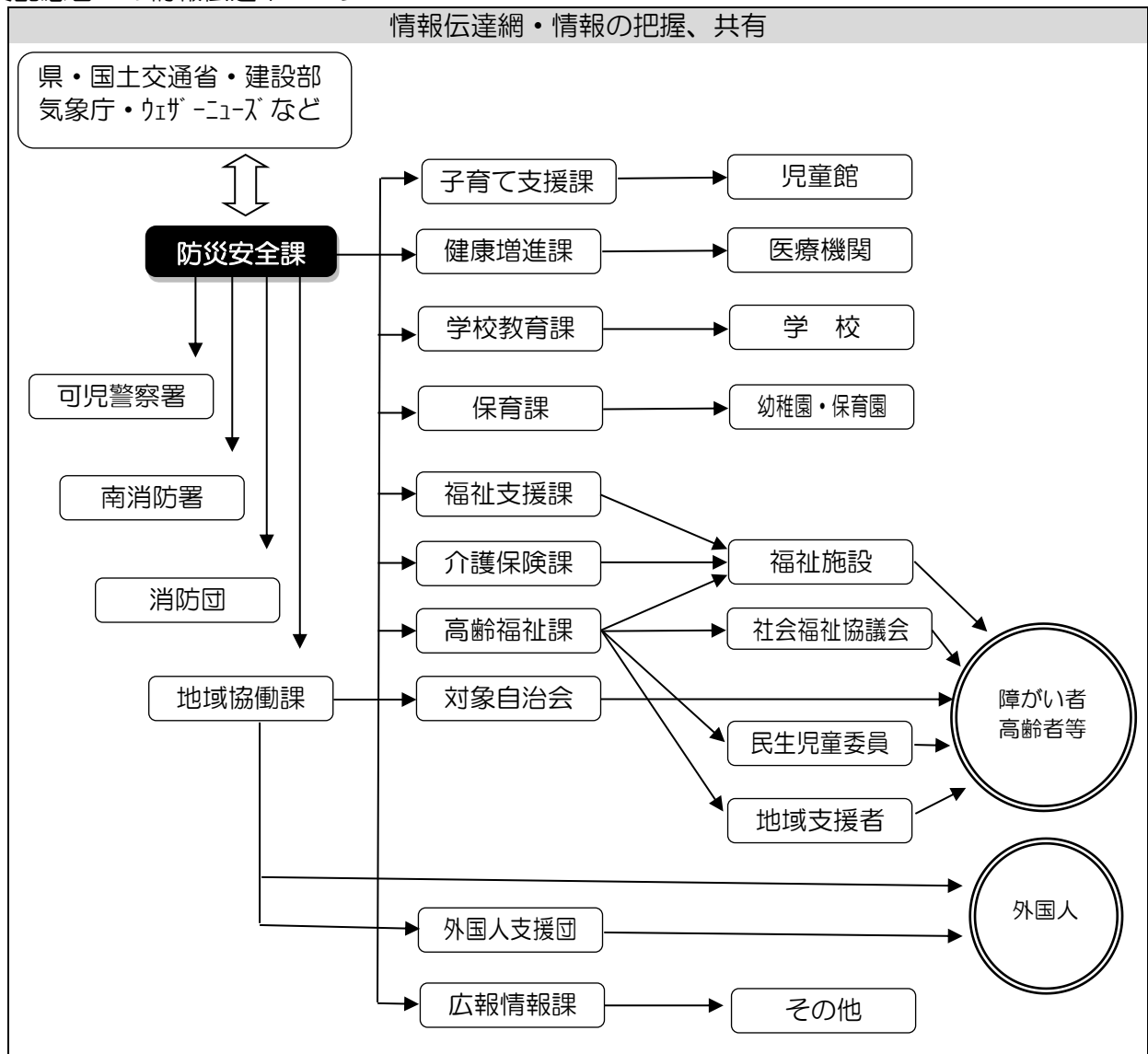
要配慮者に対する情報の伝達を迅速かつ円滑に行うため、福祉部（高齢福祉課）を中心とした横断的な組織体制を確立し、平常時から自治会（自主防災組織）、民生児童委員、社会福祉協議会、地域支援者、近隣ボランティア、障がい者団体等と連携を取り、それぞれの地域ごとに要配慮者に配慮した緊急連絡体制の整備に努める。

避難情報の情報伝達を多言語で行うための体制整備と、伝達方法の周知に努める。

③要配慮者情報の把握、共有及び活用

要配慮者情報の収集方法を確立し、あわせて関係機関及び組織との間で情報が共有できる体制を整備し、災害時において要配慮者情報が活用できるよう努める。

要配慮者への情報伝達イメージ



④情報手段の確保

要配慮者に応じた情報伝達手段を確保するとともに、携帯電話などを活用した双方向の情報受信・発信システムの整備に努める。

なお、要配慮者が居住する地域支援者等による情報伝達手段を確立するため、平常時においての伝達訓練等の実施を図る。

要配慮者区分ごとの情報伝達方法

伝 達 者	
自治会長（自主防災組織代表者）、近隣住民、民生児童委員、社会福祉協議会、地域支援者、近隣ボランティア、福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課）	
伝達先	主な伝達方法
（災害時要配慮者）	
☐ 要配慮者に関する名簿登録者	・電話、ファクシミリ ・すぐメールかに 等 （自治会長等への要請）
☐ 高齢者 （65歳以上のひとり暮らし）	・電話 ・すぐメールかに 等
☐ 視覚障がい	・電話 ・口頭 ・点字による情報提供 等
☐ 聴覚障がい	・ファクシミリ ・絵や文字の組み合わせによる説明 ・手話通訳（要約筆記） ・掲示板 ・メール ・すぐメールかに 等
☐ 知的障がい者 ☐ 精神障がい者	・口頭（具体的にわかりやすく） ・絵や文字の組み合わせによる説明 ※介護責任者の明確化 ・すぐメールかに 等
☐ 妊産婦	・電話 ・すぐメールかに 等
☐ 避難行動が特に困難 ☐ 情報が理解できない	・戸別訪問による伝達を原則とする 等 （家族等に支援要請）
☐ 外国人	・防災行政無線 ・災害時緊急メール（多言語による避難情報の提供） ・電話（外国人支援団体への要請） ・すぐメールかに 等
☐ 施設入所者	・電話（施設管理者へ） ・すぐメールかに 等

(4) 避難情報の伝達内容の例

伝達文例は以下を参考とする。なお伝達の際には、地域協働課と連携し、日本語に加えて英語・ポルトガル語・タガログ語でも伝達できるよう努めることとする。

警戒レベル3「高齢者等避難」

こちらは可児市災害警戒本部です。

木曽川が増水し氾濫するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

【発令区域】

- ・土田（渡、下切、横町、堀口、西下町、大脇）

【開設避難所】

- ・土田地区センター

浸水のおそれがある場所にいる、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難所や安全な場所へ、速やかに避難してください。

ハザードマップ等を確認し、自宅が安全であることが確認できた場合は、自宅で身の安全を確保してください。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。また急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や、避難経路が通れなくなるおそれがある方は、自主的に避難してください。

警戒レベル4「避難指示」

こちらは可児市災害対策本部です。

木曽川が増水し氾濫するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

【発令区域】

- ・土田（渡、下切、横町、堀口、西下町、大脇）

【開設避難所】

- ・土田地区センター

浸水のおそれがある場所にいる方は、避難所や安全な場所へ、今すぐ避難してください。

ハザードマップ等を確認し、自宅が安全であることが確認できた場合は、自宅で身の安全を確保してください。

避難所等への避難が危険な場合は、浸水を防げる高い場所で、身の安全を確保してください。

警戒レベル5「緊急安全確保」

こちらは可児市災害対策本部です。

木曽川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため（又は、〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため）、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【発令区域】

- ・土田（渡、下切、横町、堀口、西下町、大脇）

【開設避難所】

- ・土田地区センター

命の危険が迫っています。

浸水のおそれがある場所にいる方は、浸水を防げる高い場所で、身の安全を確保してください。

第2章

土砂災害

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流
山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地すべり
土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害の種類	前兆現象
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水がわき出ている。 ○がけから小石がばらばらと落ちてくる。
土石流	 ○急に川の流れが濁り流木が混ざっている。 ○山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
地すべり	 ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふき出す。

これらの前兆現象を情報収集し避難情報発令の判断に役立てる。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害の警戒区域等

- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・急傾斜地崩壊地区
- ・土石流危険区域

※土砂災害の警戒区域等の数は、地域防災計画（資料編）のとおり

(2) 土砂災害に対して警戒すべき箇所

- ・過去に発生した災害として、昭和50年に帷子地区で死者を出す被害が発生している。
- ・兼山地区は山が急峻で家屋も隣接しているため、土砂災害が発生した場合、被害が拡大するおそれがある。
- ・久々利（大萱・大平）地区には、孤立するおそれのある集落がある。
- ・土砂災害に対して警戒すべき区間・箇所は、土砂災害ハザードマップに示すとおり。

※平成24年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害（特別）警戒区域（土砂災害警戒区域〈イエローゾーン〉）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されました。

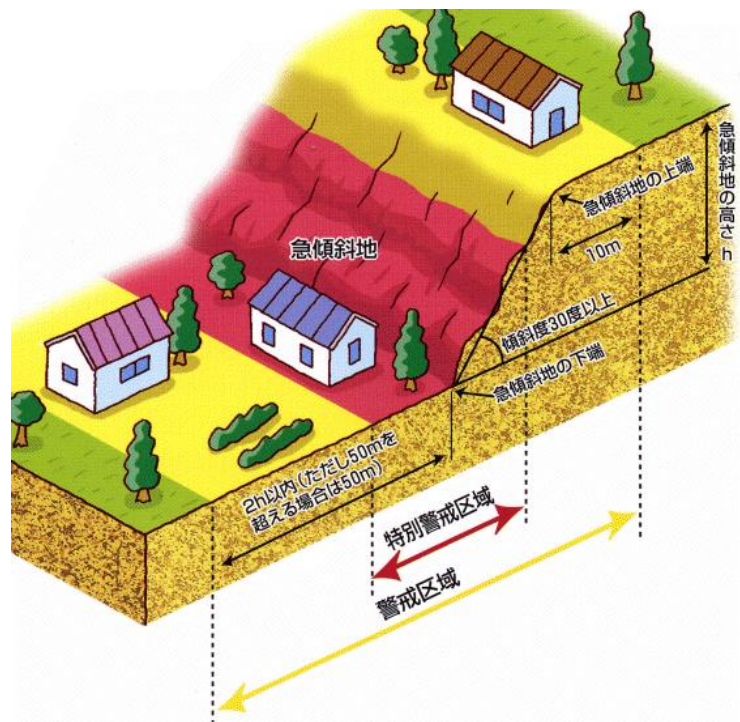
【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）】

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域。

【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）】

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域



2. 避難すべき区域・指標等

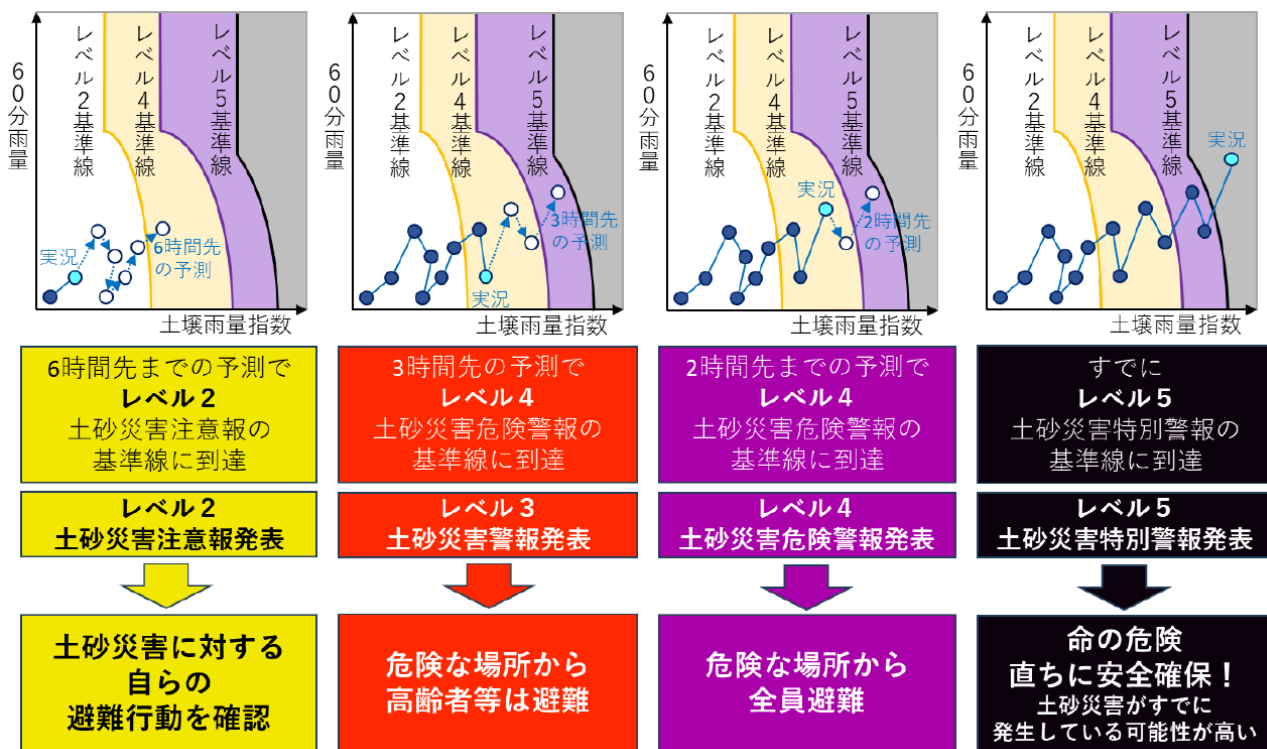
(1) 区域及び指標

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は次頁のとおりであり、ぎふ土砂災害情報ポータルにおける土砂災害の危険度を表した1kmメッシュを基に、区域の選定を行うこととする。

なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害ハザードマップは、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際には、1kmメッシュの周辺格子にも留意すること。

→スネークラインが、レベル4土砂災害危険警報の基準線を超過すると土砂災害発生の危険性が高まったと判断される。



(出典：「避難情報に関するガイドライン」 令和8年3月 内閣府(防災担当))

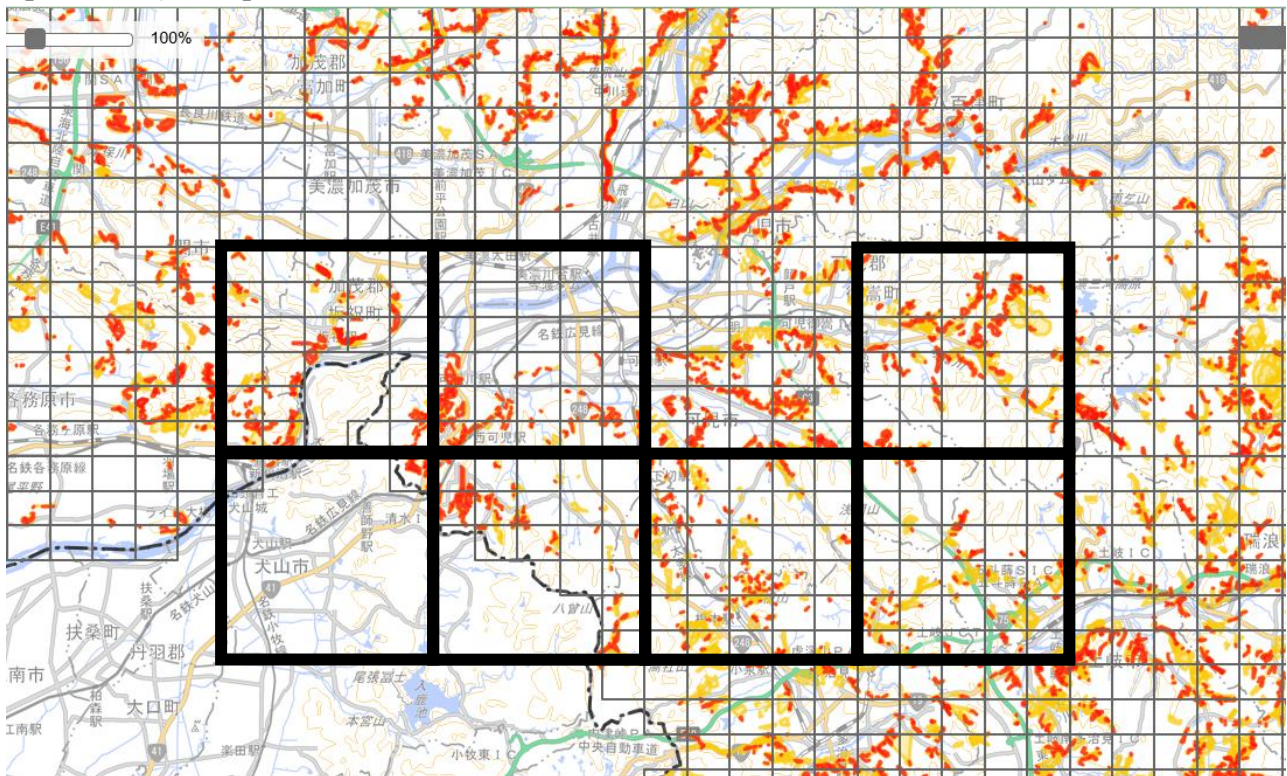
※レベル3土砂災害警報の発表後に、レベル4土砂災害危険警報は発表される。

※3H 後予測がレベル4土砂災害危険警報の基準線を越えることが、気象台がレベル3土砂災害警報を発表する判断基準のひとつ。

※2H 後予測がレベル4土砂災害危険警報の基準線を越えることが、気象台がレベル4土砂災害危険警報を発表する判断基準のひとつ。

可児市では、レベル4土砂災害危険警報の基準線を表す1km四方格子の土砂災害警戒判定メッシュ情報が57マス該当する。

【1kmメッシュ】



(2) 各メッシュごとの土砂災害警戒区域が含まれる地区

対象地区		1km メッシュ番号と対象地区			
・土田（大脇、井之鼻） ・下恵土（東上屋敷、徳野、禅台寺） ・帷子（石原、茗荷、菅刈、中切、鳩吹台、若葉台） ・姫治（谷迫間、下切下） ・平牧（大森台、大森区） ・春里（塩、矢戸、坂戸、塩河、美里ヶ丘）	53360799	石原	-	-	-
	53360789	石原	茗荷	菅刈	鳩吹台
	53360779	菅刈	茗荷	鳩吹台	-
	53371000	大脇	-	-	-
	53371001	井之鼻	-	-	-
	53371002	井之鼻	徳野	-	-
	53371003	東上屋敷	禅台寺	-	-
	53370090	石原	菅刈	-	-
	53370091	中切	塩	-	-
	53370092	塩	-	-	-
	53370093	谷迫間	坂戸	-	-
	53370094	下切下	大森台	大森区	-
	53370080	中切	菅刈	鳩吹台	-
	53370081	中切	若葉台	矢戸	-
	53370082	矢戸	塩河	-	-
	53370083	矢戸	谷迫間	塩河	美里ヶ丘
・兼山（秋葉台、魚屋町、本町、常磐町、盛住町、宮町、柳栄町、下町） ・広見（山岸、石井、広眺ヶ丘） ・広見東（瀬田、柿田、市営瀬田住宅、しらさぎ） ・久々利（北部、東部の丸山地区、柿下、北町、南町） ・平牧（大森区、羽崎区、緑ヶ丘、羽生ヶ丘） ・姫治（下切下）	53371036	柳栄町	-	-	-
	53371057	魚屋町	本町	-	-
	53371058	秋葉台	-	-	-
	53371046	宮町	柳栄町	-	-
	53371047	盛住町	宮町	下町	常盤町
	53371015	山岸	石井	-	-
	53371016	瀬田	-	-	-
	53371017	瀬田	柿田	-	-
	53371018	柿田	-	-	-
	53371005	瀬田	山岸	広眺ヶ丘	-
	53371006	羽崎区	瀬田	-	-
	53371007	瀬田	しらさぎ	-	-
	53371008	瀬田	-	-	-
	53371009	北部	-	-	-
	53370095	大森区	緑ヶ丘	-	-

	53370096	緑ヶ丘	羽崎区	-	-
	53370097	羽崎区	北部	-	-
	53370098	北部	北町	-	-
	53370099	北部	-	-	-
	53370085	大森区	下切下	-	-
	53370086	大森区	緑ヶ丘	-	-
	53370087	柿下	-	-	-
	53370088	北町	南町	東部※丸山地区	-
	53370089	東部※丸山地区	-	-	-
・ 帷子（古瀬、菅刈、長坂、美濃田、光陽台、若葉台） ・ 春里（室原、長洞、塩河） ・ 姫治（今）	53370070	古瀬	菅刈	長坂	-
	53370071	愛岐ヶ丘	若葉台	-	-
	53370072	塩河	室原	-	-
	53370060	古瀬	美濃田	長坂	-
	53370061	室原	長洞	光陽台	-
	53370062	室原	-	-	-
	53370063	塩河	-	-	-
	53370064	今	-	-	-
	53370051	室原	長洞	-	-
	53370052	塩河	-	-	-
	53370053	今	-	-	-
	53370054	今	-	-	-
・ 平牧（大森区、平林、星見台、松伏、小松坂、平林、奥山台） ・ 久々利（柿下、東部の大萱地区、大平地区） ・ 桜ヶ丘（桂ヶ丘）	53370075	大森区	-	-	-
	53370076	大森区	-	-	-
	53370077	柿下	桂ヶ丘	-	-
	53370078	柿下	-	-	-
	53370066	大森区	星見台	松伏	-
	53370067	大森区	桂ヶ丘	-	-
	53370068	柿下	-	-	-
	53370057	平林	大森区	小松坂	-
	53370059	柿下	-	-	-
	53370047	小松坂	奥山台	平林	-
	53370180	東部※大萱地区	-	-	-
	53370182	東部※大萱地区	-	-	-
	53370171	東部※大萱地区	-	-	-

	53370161	東部※大平地区	-	-	-
	53370151	東部※大平地区	-	-	-

1km メッシュ=57 マス

3. 地域の情報収集方法

第1章 水害 3. 地域の情報収集方法（P11）を参照。

4. 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は次頁のとおりであるが、運用にあたって次の事項に留意すること。

- 避難情報は、定めた基準を参考に、今後の気象予測等から総合的に判断し、対象地区の土砂災害警戒区域に対して発令する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象に関する情報等、巡視や通報等により得られた現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨域等関係機関と連絡を密にして情報収集に努めること。
- 収集した情報については、関係機関等との間で相互に情報交換し、情報の共有を図ること。
- レベル4土砂災害危険警報及びレベル3土砂災害警報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難情報の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない。
また、個別の災害発生箇所・時間・規模等について、詳細に特定するものではないことに留意すること。
- 避難情報の発表を行う地域等の判断にあたっては、県の砂防課で提供している補足情報（ぎふ土砂災害情報ポータル）を参考とすること。
- 避難情報の発令に先立ち、住民が安全に避難できる状態であるかどうかを十分に確認すること。

対象地区	
・土砂災害防止法に基づく区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域） ・土砂災害危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域、土石流危険区域） ※上記の対象区域で、土砂キキクルにおいて危険度が高まっている領域と重なった区域に発令する。 ※レベル3土砂災害警報・レベル4土砂災害危険警報・レベル5土砂災害特別警報は、市町村単位で発表されるため、避難情報発令は対象区域を絞り込んで発令する。	

判断基準	
高齢者等避難 警戒レベル3	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	①<u>レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクルが警戒レベル3相当</u>となった場合。 ②道路管理者等からの情報により、数時間後に避難経路等の事前通行規制等が想定される場合。 ③「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）。
避難指示 警戒レベル4	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	①<u>レベル4土砂災害危険警報が発表された場合。</u> ②<u>土砂キキクルで警戒レベル4相当</u>となった場合。 ③「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。 ④「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。 （立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。
緊急安全確保 警戒レベル5	次のいずれかの基準に該当する場合に発令する。
	※各項目の状況を市が把握できるとは限らないため、警戒レベル5は必ずしも発令される情報ではない。 【災害が切迫】 ①<u>レベル5土砂災害特別警報が発表された場合。</u> ②土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合。
	【災害発生を確認】 ③土砂災害の発生が確認された場合。

5. 避難情報の伝達方法

(1) 関係機関等への伝達方法

第1章 水害 5.(1) 関係機関等への伝達方法 (P 25) 参照。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の一覧と伝達方法

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は次のとおり。

該当施設は、策定した避難確保計画に基づいて災害情報や避難情報を取得するとともに、必要に応じて避難行動を開始する。市は、各種避難情報を発令する場合は、防災行政無線・すぐメールかにを基本として、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

＜土砂災害防止法（抜粋）等＞

- ・土砂災害防止法第8条の規定により、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、市防災会議において地域防災計画に定めることとされている。また、要配慮者利用施設への伝達方法を地域防災計画で定めることとされている。
- ・土砂災害防止法第8条の2の規定により、地域防災計画で定められた要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画作成と訓練実施が義務付けられている。

※対象となる要配慮者利用施設の名称及び連絡先等と、該当となる土砂災害の情報は次のとおり。
(資料1 洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 (P 40) 参照)

(3) 災害時要配慮者への伝達方法

第1章 水害 5.(3) 災害時要配慮者への伝達方法 (P 27) 参照。

(4) 避難情報の伝達内容の例

伝達文例は以下を参考とする。なお伝達の際には、地域協働課と連携し、日本語に加えて英語・ポルトガル語・タガログ語でも伝達できるよう努めることとする。

警戒レベル3「高齢者等避難」

こちらは可児市災害警戒本部です。

土砂災害が発生するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

【発令区域】

- ・兼山（秋葉台、魚屋町、本町、常盤町、盛住町、宮町、柳栄町、下町）の土砂災害警戒区域

【開設避難所】

- ・兼山地区センター

発令区域にいる、避難に時間のかかる方やその支援者は、避難所や安全な場所へ、速やかに避難してください。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。また崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通れなくなるおそれがある方は、自主的に避難してください。

警戒レベル4「避難指示」

こちらは可児市災害対策本部です。

土砂災害が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

【発令区域】

- ・兼山（秋葉台、魚屋町、本町、常盤町、盛住町、宮町、柳栄町、下町）の土砂災害警戒区域

【開設避難所】

- ・兼山地区センター

発令区域にいる方は、避難所や安全な場所へ、今すぐ避難してください。

避難所等への避難が危険な場合は、崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

警戒レベル5「緊急安全確保」

こちらは可児市災害対策本部です。

レベル5土砂災害特別警報が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため（又は、〇〇で土砂災害が発生したため）、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【発令区域】

- ・兼山（秋葉台、魚屋町、本町、常盤町、盛住町、宮町、柳栄町、下町）の土砂災害警戒区域

【開設避難所】

- ・兼山地区センター

命の危険が迫っています。

発令区域にいる方は、崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

資料

1. 洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No	施設名	住所	電話	種別	河川ごとの浸水高	土砂災害警戒区域 (黄色)	土砂災害特別警戒区域 (赤色)	土砂災害警戒区域の指定に係る災害形態
1	早稲田クリニック	広見 1-17	62-7838	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
2	安田眼科	広見 1-20	62-7576	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
3	笑夢	広見 1302-30	42-8934	指定障害福祉サービス事業者(日中活動)	久々利川 0.5~3.0m (L2)			
4	東可児病院	広見 1520	63-1200	病院	可児川 ~0.5m (L2)			
5	東可児病院通所リハビリセンター	広見 1520	63-1200	通所リハビリテーション	可児川 ~0.5m (L2)			
6	東可児病院通所リハビリセンター	広見 1520	63-1200	介護予防通所リハビリテーション	可児川 ~0.5m (L2)			
7	リハビリサロン広見	広見 1853-1	62-1977	通所介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
8	Kライン・ケアセンター可児	広見 1866-2	60-1360	通所介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
9	とまつレディースクリニック	広見 2097	61-1138	一般診療所	中郷川 ~0.5m (L2)			
10	愛の家グループホーム可児広見	広見 2129-1	60-2880	グループホーム	久々利川 0.5~3.0m (L2) 中郷川 ~0.5m (L2)			
11	笑留	広見 2-17 渡辺ビル 1F	66-1222	指定障害福祉サービス事業者(日中活動)	可児川 0.5~3.0m (L2)			
12	堀澤医院	広見 2310-1	61-0038	一般診療所	久々利川 ~0.5m (L2)			
13	悠楽	広見 2359-29	61-3581	有料老人ホーム	可児川 ~0.5m (L2) 久々利川 ~0.5m (L2)			
14	びよびよルーム	広見 2419-1	66-2999	認可外保育施設(企業主導型)	可児川 0.5~3.0m (L2)			
15	はせがわ小児科クリニック	広見 2437-1	60-0678	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
16	アイクリニック	広見 3-29	61-1883	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
17	宗宮整形外科	広見 36-1	62-8780	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)	施設一部		急傾斜地
18	けやき可児	広見 661-2	66-1021	指定障害福祉サービス事業者(日中活動)	可児川 0.5~3.0m (L2)			
19	広見小学校	広見 71-1	62-1551	小学校(公立)		施設一部	施設一部	急傾斜地
20	認定こども園ひろみ保育園すくすく(社会福祉法人村の木清福会)	広見 751	63-5369	保育所・認定こども園等	可児川 0.5~3.0m (L2)			
21	濃成病院	広見 851-8	62-1100	病院	可児川 0.5~3.0m (L2)			
22	医療法人馨仁会 藤掛病院	広見 876	62-0030	病院	可児川 0.5~3.0m (L2)			
23	医療法人馨仁会 藤掛病院	広見 876	62-0030	介護医療院	可児川 0.5~3.0m (L2)			
24	藤掛病院 院内保育所	広見 876	62-0030	認可外保育施設	可児川 0.5~3.0m (L2)			
25	梶の木保育園(医療法人梶の木会)	川合 220-2	60-0667	保育所・認定こども園等	木曽川 0.5~3.0m (L2)			
26	放課後等デイサービス 虹の橋	川合 237-1 サーバント	60-3500	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川 0.5~3.0m (L2)			
27	あずさ川合	川合 780	48-8647	有料老人ホーム	木曽川 ~0.5m (L2)			

28	コンパス	川合 862-1	61-3633	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	木曽川	～0.5m (L2)			
29	医療法人 梶の木会 梶の木内科医院	川合 2340-1	60-3222	一般診療所	木曽川	～0.5m (L2)			
30	なちゆる	川 合 2791-101	62-2210	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川	～0.5m (L2)			
31	えーる	川 合 2791-101	62-2210	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	木曽川	～0.5m (L2)			
32	えーる	川 合 2791-101	62-2210	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川	～0.5m (L2)			
33	虹色 SKY 虹色パーク	川 合 2793-24	60-3265	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
34	短期入所虹色ハウス	川 合 2793-24	60-3265	指定障害福祉サービス事業者（短期入所）	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
35	放課後等デイサービス虹色スグッチ	川合北 1-70 ミドリヤビル 1F	60-3577	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
36	ニチケアセンター川合	川合北 1-90-1	60-3150	通所介護	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
37	けあらーず可児指定通所介護事業所	川合北 2-115	48-8071	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
38	はびね可児	川合北 3-130	60-5160	特定施設	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
39	はびね可児	川合北 3-130	60-5160	有料老人ホーム	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
40	今渡幼稚園	今渡 1511-5	25-8793	幼稚園（私立）	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
41	武市クリニック	今渡 1256-1	25-1138	一般診療所	木曽川	～0.5m (L2)			
42	今井内科	今 渡 1333-1-1	26-1234	一般診療所	木曽川	～0.5m (L2)			
43	障がい者就労支援センターかに「ひだまり」	今渡 1483-8	48-8359	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	木曽川	0.5～3.0m (L2)			
44	放課後等デイサービス虹色 DAYS	今渡 1149-1	60-3267	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	木曽川	～0.5m (L2)			
45	デイサービスセンター美空の郷	今渡 1375	27-1205	通所介護	木曽川	～0.5m (L2)			
46	ショート あおぞら	矢戸 67	48-8686	短期入所生活介護	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
47	ショート あおぞら	矢戸 67	48-8686	介護予防短期入所生活介護	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
48	地域密着型特別養護老人ホーム あおぞら	矢戸 67	48-8686	地域密着型介護老人福祉施設	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
49	ほほえみほーむ春里	矢戸 68	66-6600	小規模多機能型居宅介護	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
50	ほほえみほーむ春里	矢戸 68	66-6600	介護予防小規模多機能型居宅介護	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
51	グループホーム そよ風	矢戸 68	48-8787	グループホーム	矢戸川	0.5～3.0m (L2)			
52	A k i なかむら クリニック	坂戸 599	60-2300	一般診療所	可児川	～0.5m (L2)			
53	可児川苑	坂戸 765	61-0248	老人福祉施設	可児川	0.5～3.0m (L2)			
54	ひまわりファミリークリニック	坂戸 818	60-1011	一般診療所	可児川	～0.5m (L2)			
55	そると	塩 845-2	65-9303	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	矢戸川	～0.5m (L2)			
56	くろだ胃腸科内科	塩 917-1	66-0606	一般診療所	可児川	0.5～3.0m (L2)			
57	クレッシェR i o	塩 1277-2	60-3620	認可外保育施設（企業主導型）	可児川	～0.5m (L2)			
58	グループホーム 耀きの里	瀬田 80	60-0045	グループホーム	可児川 瀬田川	0.5～3.0m (L2) ～0.5m (L2)			
59	耳鼻咽喉科まゆぎクリニック	瀬田 333-1	60-3331	一般診療所	可児川	0.5～3.0m (L2)			
60	スマイルネスト広見東保育園	瀬田 430-1	60-5566	保育所・認定こども園等	可児川	～0.5m (L2)			
61	天子のひだまり 一笑	瀬田 527-1	61-3923	有料老人ホーム	瀬田川	～0.5m (L2)			
62	わかやまクリニック	瀬田 847-1	60-1171	一般診療所	可児川	～0.5m (L2)			

63	瀬田幼稚園	瀬田 981	62-1302	幼稚園（公立）	可児川 ~0.5m (L2)			
64	サンライズ可児の杜	瀬田 1129-1	66-2122	指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）		施設全体		土石流
65	ハートピア可児の杜	瀬田 1129-1	66-2133	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）		施設全体		土石流
66	花トピアクリニック	瀬田 1646-3	64-0087	一般診療所		施設一部	施設一部	急傾斜地
67	老人保健施設花トピア可児	瀬田 1646-3	64-0087	介護老人保健施設		施設一部	施設一部	急傾斜地
68	老人保健施設花トピア可児	瀬田 1646-3	64-0087	通所リハビリテーション		施設一部	施設一部	急傾斜地
69	老人保健施設花トピア可児	瀬田 1646-3	64-0087	短期入所療養介護		施設一部	施設一部	急傾斜地
70	老人保健施設花トピア可児	瀬田 1646-3	64-0087	介護予防通所リハビリテーション		施設一部	施設一部	急傾斜地
71	老人保健施設花トピア可児	瀬田 1646-3	64-0087	介護予防短期入所療養介護		施設一部	施設一部	急傾斜地
72	グループホーム花トピア可児	瀬田 1646-5	64-0222	グループホーム		施設一部	施設一部	急傾斜地
73	可茂学園	瀬田 1648-9	64-3366	障害者支援施設		施設一部	施設一部	急傾斜地
74	可茂学園	瀬田 1648-9	64-3366	指定障害福祉サービス事業者（短期入所）		施設一部	施設一部	急傾斜地
75	スワーズ徳野南	徳野南 2-65	57-3100	有料老人ホーム	可児川 ~0.5m (L2)			
76	リハビリデイサービスわかば可児	下恵土 5176	50-2528	通所介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
77	デイサービス リゾートアロハ	下恵土 5433-1	50-2010	通所介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
78	はーとふる	下恵土 5436-1	66-7600	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	可児川 0.5~3.0m (L2)			
79	はーとふるクリニック	下恵土 5436-1	66-8181	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
80	はーとふる	下恵土 5436-1	66-7600	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	可児川 0.5~3.0m (L2)			
81	新可児クリニック	下恵土 5500	61-0212	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
82	地域密着型特別養護老人ホーム フラワーコート	下恵土 5607	66-3366	地域密着型介護老人福祉施設	可児川 0.5~3.0m (L2)			
83	ショートステイ フラワーコート	下恵土 5607	66-3366	短期入所生活介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
84	ショートステイ フラワーコート	下恵土 5607	66-3366	介護予防短期入所生活介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
85	フラワー保育園	下恵土 5607	66-3110	認可外保育施設（企業主導型）	可児川 0.5~3.0m (L2)			
86	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属介護老人保健施設	土田 900	25-1717	介護老人保健施設	可児川 0.5~3.0m (L2)			
87	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属介護老人保健施設	土田 900	25-1717	通所リハビリテーション	可児川 0.5~3.0m (L2)			
88	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属介護老人保健施設	土田 900	25-1717	短期入所療養介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
89	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属介護老人保健施設	土田 900	25-1717	介護予防通所リハビリテーション	可児川 0.5~3.0m (L2)			
90	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属介護老人保健施設	土田 900	25-1717	介護予防短期入所療養介護	可児川 0.5~3.0m (L2)			
91	大栄幼稚園	土田 1165	26-8735	幼稚園（私立）	可児川 0.5~3.0m (L2)			
92	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院	土田 1221-5	25-3113	病院	可児川 3.0~5.0m (L2)			
93	可児とうのう病院内保育施設 ひまわり保育所	土田 1221-5	25-3113	認可外保育施設	可児川 3.0~5.0m (L2)			
94	たかぎ内科	土田 3551-1	25-7181	一般診療所	可児川 ~0.5m (L2)			

95	愛の家グループホーム可児土田	土田 5651-1	24-1020	グループホーム	可児川 0.5~3.0m (L2)			
96	久々利苑デイサービスセンター	久々利 1527	50-2930	通所介護	久々利川 0.5~3.0m (L2)			
97	久々利保育園	久々利 1644-18	64-1512	保育所・認定こども園等	久々利川 0.5~3.0m (L2)	施設全体		土石流
98	東明小学校	久々利 1945	64-1128	小学校（公立）	久々利川 ~0.5m (L2)			
99	兼山保育園	兼山 482-2	59-2102	保育所・認定こども園等	木曽川 3.0~5.0m (L2)	施設一部		土石流
100	蘇春館藤掛内科	兼山 630	59-2100	一般診療所		施設全体	施設一部	急傾斜地
101	兼山やすらぎ館	兼山 1011-1	59-2223	老人福祉施設		施設全体		急傾斜地及び土石流
102	兼山小学校	兼山 1444-1	59-2211	小学校（公立）		施設一部		急傾斜地
103	さんぷれいす	下切 3386-1	66-7838	指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設	姫川 0.5~3.0m (L2)			
104	さんぷれいす	下切 3386-1	66-7838	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）	姫川 0.5~3.0m (L2)			
105	はたのクリニック	下切 3808-1	62-7501	一般診療所	姫川 ~0.5m (L2)			
106	みなもり内科クリニック	中恵土 1885	60-4777	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			
107	幸の杜	東帷子 137-1	50-8524	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）		施設全体		急傾斜地
108	株式会社ハッピーライクス可児事業所	西帷子 571	65-5501	指定障害福祉サービス事業者（日中活動）		施設一部		急傾斜地
109	はぐみの森保育園（社会福祉法人村の木清福会）	塩 1272	60-0893	保育所・認定こども園等	可児川 0.5~3.0m (L2)			
110	ナーシェリ大森	下切 2732-1	60-5030	認可外保育施設（企業主導型）	久々利川 ~0.5m (L2)			
111	中央児童センター にこっと	下恵土 5076 可児市子育て健康プラザ mano1F	62-3340	児童厚生施設	可児川 0.5~3.0m (L2)			
112	兼山児童センター	兼山 674-1 観光交流館 2F	59-2113	児童厚生施設		施設一部		急傾斜地
113	広見小キッズクラブ	広見 71-1	62-1111	放課後児童クラブ		施設一部	施設一部	急傾斜地
114	東明小キッズクラブ	久々利 1945	62-1111	放課後児童クラブ	久々利川 ~0.5m (L2)			
115	兼山小キッズクラブ	兼山 1444-1	62-1111	放課後児童クラブ		施設一部		急傾斜地
116	土田小キッズクラブ	土田 4226-1	62-1111	放課後児童クラブ	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
117	土田小学校	土田 4226-1	25-2652	小学校（公立）	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
118	たなかハートクリニック	今渡 宇鳴子 2393-1	62-9522	一般診療所	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
119	サフィール可児	土田 4662-2	28-3330	有料老人ホーム	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
120	サフィール可児 デイサービスセンター	土田 4662-2	28-3330	通所介護	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
121	美空の郷	土田 2055-28	66-6201	短期入所生活介護	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
122	美空の郷	土田 2055-28	66-6201	介護予防短期入所生活介護	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
123	リハビリデイサービス美空の郷	土田 2055-28	66-6201	通所介護	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
124	デイハウスみらい	土田 2509-7	28-5723	通所介護	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
125	グループホームすみよしの憩	今渡 2348-2	48-8116	グループホーム	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
126	土田保育園	土田 2512-1	26-8318	保育所・認定こども園等	木曽川 (L2) 5.0~10.0 m			
127	スマイルネストバロー広見保育園	広見 1957-2	48-8622	認可外保育施設（企業主導型）	可児川 0.5~3.0m (L2)			
128	一般財団法人総合保健センター可児診療所	下恵土 宇田 5391	23-1033	一般診療所	可児川 0.5~3.0m (L2)			

129	可児さとう内科	土田 5260-3	66-8080	一般診療所	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
130	トレーニングラボ川合	川合 2342-3	60-3227	通所リハビリテーション	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
131	トレーニングラボ川合	川合 2342-3	60-3227	介護予防通所リハビリテーション	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
132	リハビリデイサービス にこ	瀬田 407-1 S MPモール 1F	66-1525	通所介護	可児川 0.5～3.0m (L2) 瀬田川 0.5～3.0m (L2)			
133	シンシア可児ショートステイ	土田 2546-23	27-0968	短期入所生活介護	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
134	シンシア可児ショートステイ	土田 2546-23	27-0968	介護予防短期入所生活介護	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
135	看護小規模多機能型居宅介護 えがお	下恵土 5607	66-3113	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	可児川 0.5～3.0m (L2)			
136	岐阜ヤクルト販売（株）可児西保育ルーム	下恵土 5492-2	42-8770	認可外保育施設	可児川 0.5～3.0m (L2)			
137	Zion Christian Learning Center DOTA	土田 字 渡 2767-2 マリッ チイトウ 103 号室	080-4213 - 3782	認可外保育施設	木曽川 (L2) 5.0～10.0 m			
138	蘇南中学校	今渡 112	62-1010	中学校（公立）	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
139	小規模グループハウス大ちゃん家 可児川合	川合 244 番地 2	49-7535	有料老人ホーム	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
140	住宅型有料老人ホーム 幸緑苑	土田 3490-1		有料老人ホーム	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
141	樹楽 久々利の里	久々利 1628 番地 5	58-7890	認知症対応型通所介護	久々利川 (L2) 0.5～3.0 m			
142	デイサービスセンター太陽	土田 4497-1	42-9999	デイサービス	木曽川 (L2) 10.0～20.0 m 可児川 3.0～5.0m (L2)			
143	ナーシングホーム ケアリアル川合	川合 193-1	66-1775	サービス付き高齢者向け住宅	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
144	あずさ川合Ⅱ	川合 852	66-8871	有料老人ホーム	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
145	マイカ	川合北 1-80-1	66-8901	日中活動サービス	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
146	モルガナイト	川合北 1-80-1	48-8734	短期入所	木曽川 (L2) 0.5～3.0m			
147	就労継続支援 B 型事業所 オレンジツリー	広見 5-91 ベルコートビル 1 階	66-2026	日中活動サービス	可児川 0.5～3.0m (L2)			
148	さくらサバントカレッジ	川合 127-1	66-1058	日中活動サービス	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
149	かみのて KIDS（かみのて今渡保育園）	今渡 3-11	66-3513	障害児施設	木曽川 3.0～5.0m (L2)			
150	みらいへのいえ 土田	土田 4104-1	66-3737	障害児施設	木曽川 (L2) 5.0～10.0 m			
151	就労継続支援 A 型事業所 ライフサポートネクスト	川合 2793-37	090-9175 - 2793	日中活動サービス	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
152	ワンライフ KANI	川合北 1-95	58-8800	障害児施設	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
153	スワーヴ土田	土田 5252-2	66-1553	サービス付き高齢者向け住宅	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
154	リハビリデイサービス紙ひこうき土田サテライト	土田 1392-1 可児川ビル 1 階	50-6595	通所介護	木曽川 (L2) 5.0～10.0 m			
155	さくらサバント b-team	川合 129-1	66-3105	日中活動サービス	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
156	デイサービスうーみい	下恵土 字 長津良 5763-2	080-9141 - 4475	日中活動サービス	可児川 3.0～5.0m (L2)			
157	GH セブンカラー	川合 237-1 サバント虹ビル 2	66-1160	グループホーム	木曽川 0.5～3.0m (L2)			
158	かみのて SMILE	今渡 2452-1	66-3513	障害児施設	木曽川 0.5～3.0m (L2)			

159	ナーシングホーム ケアリー ル瀬田	瀬田 465	49- 7330	サービス付き高齢 者向け住宅	可児川 瀬田川	~0.5m (L2) ~0.5m (L2)			
160	デイサービス リゾートアロ ハ土田	土田 2545- 212	50- 1030	通所介護	木曽川 (L2)	5.0 ~ 10.0 m			
161	笑富	下恵土 6017 番地ドミール1 階	66- 2260	指定障害福祉サー ビス事業者 (日中活動)	可児川	3.0~5.0m (L2)			
162	ハッピーワーク 可児	土田 5451- 12	090- 4468- 7158	指定障害福祉サー ビス事業者 (日中活動)	木曽川	3.0~5.0m (L2)			
163	かみのて KIDS	土田 2569-2	66- 3513	障害児施設	木曽川 (L2)	3.0~5.0m			
164	工房 和楽	今渡 2393-1	49- 6380	指定障害福祉サー ビス事業者 (日中活動)	木曽川	0.5~3.0m (L2)			
165	バッチ★ゲー	土田 620-2	66- 9530	指定障害福祉サー ビス事業者 (日中活動)	木曽川	0.5~3.0m (L2)			
166	ふぁーすとすてっふ	下恵土 5656	60- 3123	障害児施設	可児川	0.5~3.0m (L2)			
167	スカイきっず 広見	広見 5-86 アントレ G 100 号室	66- 9890	障害児施設	可児川 瀬田川	0.5~3.0m (L2) ~0.5m (L2)			

(令和8年3月31日時点)